

Apple Inc. v. Samsung 事件¹CAFC 大法廷が地裁判決を支持

2016年10月12日

JETRONY 知財部

今村、丸岡

Apple Inc. v. Samsung Electronics Co. Ltd. et al. 事件において連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) 大法廷 (en banc²) は10月7日、CAFCのパネル判決は誤りであったとして地裁判決を支持し、Samsung 社が Apple 社に支払う損害賠償金を1億2,000万ドルとした陪審評決を賛成8・反対3で回復した³。

この事件は Apple 社が Samsung 社を相手に米国で提起した特許侵害訴訟のうち2012年に提起されたもので、陪審団は2014年にスライド式ロック解除、自動スペル修正およびクイックリンクに関する Apple 社特許3件の Samsung 社製品での侵害を認定し、損害賠償金を1億2,000万ドルとしたものの、CAFC 判事パネルが今年2月に該特許3件のうち2件は無効であり、1件は Samsung 社による侵害はないと判決したことを受けた。Apple 社は大法廷での再審理を求めていた。

判決で CAFC 大法廷は、「CAFC 判事パネルは『Dictionary of computing』など記録上にない証拠を用いて Apple 社特許は自明なものであると判断し、また、陪審評決を尊重せず、控訴審で当事者が提起しなかった事項を判断するなど深刻な過ちを犯した」とした上で「『控訴審の機能は当事者らが控訴で提起した事項に対してのみ判断を下すこと、および、こうした問題を下級裁判所の記録のみに基づき判断することに限定され、また、地裁での事実認定のレビューを尊重することが義務付けられている』という CAFC の理解を確認するために Apple 社の再審理申立を認可した。判事パネルの過ちは深刻なため、同社の再審理申立を審理する際に準備書面の追加提出や口頭弁論を開催するまでもなかった」とした。

さらに、地裁に対して Samsung 社の侵害に故意があったか否かの判断を最高裁 Halo 判決(2016年6月13日)⁴に基づいて審議のやり直しを命じた。

一方、パネル判決の担当判事3名 (Prost 首席判事、Dyk 判事、Reyna 判事) は反対意見をそれぞれ提出した。その中で、「パネル判決は正しく下されたため大法

¹ 本事件は、最高裁で現在審理中であるデザイン特許の損害賠償額の算定に関する事件 Samsung Electronics Co. Ltd. et al. v. Apple Inc. 事件とは異なる。

² CAFC では、通常3名の判事から構成される panel で審理を行うが、CAFC の考え方の統一を目的とするようなケースや、重要ケースなど CAFC の全判事で大法廷 (en banc) を構成して審議を行う。[\(Federal Circuit Rule 35\)](#)。

³ 本審理に Taranto 判事は不参加。

⁴ [米国発特許ニュース \(2016年6月22日付\) 参照](#)

廷再審理は不必要であるが、仮に再審理が必要とされる場合、大法廷は通常通りに準備書面や口頭弁論で当事者らの議論に耳を傾け、また、連邦政府などから法廷助言書を受けた上で判断を下すべきである」などとしている。

事件経緯概要

1. 地裁判決

Apple は、2012 年 2 月 8 日に同社の 5 件の特許（米国特許 5946647, 6847959, 7761414, 8074172, 8046721）について特許侵害訴訟を Samsung に対して提訴し、Samsung も 2 件の特許（米国特許 5579239, 6226449）で反訴した。陪審員は、① Samsung 社は、Apple 社の特許 3 件（米国特許 5946647, 8074172, 8046721：クイックリンク、自動スペル修正、スライド式ロック解除に関する特許）を侵害しており、損害賠償は約 1 億 2,000 万ドル（約 120 億円）、一方、Apple 社は、Samsung 社の特許 2 件（ビデオ圧縮技術に関する特許）を侵害しており、損害賠償は約 16 万ドル（約 1,600 万円）の評決を下し、地裁判事はそれを判決にした。

2. CAFC 控訴審判決

CAFC 判事パネルは 2016 年 2 月 26 日に Apple 社のスライド式ロック解除および自動スペル修正に関する特許 2 件は無効と判断し、Samsung 社によるクイックリンクに関する特許の侵害を否認した。さらに、Samsung 社特許の Apple 社による侵害を認定し損害賠償金約 16 万ドルの支払を命じた地裁判決を支持した。

3. CAFC 大法廷レビューの要請

Apple 社は 2016 年 2 月 28 日、以下の理由で同パネル判決を不服として CAFC 大法廷での再審理を要請した。

- ①判事パネルは Samsung 社による弊社特許の侵害を否認した際、辞書上の定義、百科事典、教科書および無関係の特許⁵を根拠にしたが、これら根拠に関する資料は判事パネルが独自に行った調査で特定したもので陪審団の審理を受けておらず、憲法修正第 7 条が保障する陪審団の事実認定を受ける権利が侵されている。
- ②判事パネルは弊社特許 2 件に対する無効判決を下した際に該特許は自明と結論付けたが、Samsung 社は当業者が関連先行技術を組み合わせる理由を立証していない。

以上

⁵ Motorola, 757 F3d at 1304